

長野大学受託研究取扱規程

平成29年程第64号

(趣旨)

第1条 この規程は、長野大学（以下「本学」という。）が、学外から研究および調査等を委託された場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「受託研究」とは、官公庁等行政機関、企業、その他民間団体等の学外機関（以下「委託者」という。）からの委託を受けて行う研究および調査等で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。

(受入れの原則)

第3条 受託研究は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り受入れるものとする。

(受入れの条件)

第4条 受託研究の受入れに当たっては、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 受託研究に要する経費（以下「受託研究経費」という。）は、当該研究の開始前に速やかに納付するものとする。
- (2) 受託研究経費により取得した設備等、委託者より提供を受けた設備等については本学に帰属するものとする。
- (3) 受託研究によって生じた知的財産権（以下「特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、商標権、著作権等」をいう。）は、本学と委託者の間で協議の上その帰属、利用について決定するものとする。
- (4) 受託研究は、委託者が一方的に中止することはできない。ただし、委託者から中止の申出があった場合には、委託者と協議のうえ、決定するものとする。
- (5) 本学のやむを得ない事由により受託研究を中止しまたはその期間を延長する場合においても、本学はその責を負わない。
- (6) 原則として、納付された経費は返還しないものとする。ただし、第4号のただし書きおよび第5号の場合において、受託研究の継続が不可能となったときは、不用になった経費の額の範囲内において、その全部または一部を返還することができる。

(申込み)

第5条 受託研究を申込みしようとする者は、別記第1号様式の受託研究申込書を学長に

提出しなければならない。

(受入れの決定)

第6条 学長は、前条の申込みがあったときは、地域づくり総合センターと協議のうえ受入れの決定を行うものとする。

(受入れの経費)

第7条 受託研究経費は、謝金、旅費、研究支援者等の人件費、消耗品費、備品費等の受託研究の遂行に直接必要な経費（以下「直接経費」という。）および受託研究に関連し直接経費以外に必要となる光熱水費、事務費等の経費（以下「間接経費」という。）の合算額とする。

2 間接経費は、直接経費の15%に相当する額を標準とする。ただし、委託者が公共的機関であって、当該研究の公益性が高く、かつ、本学の教育研究上極めて有意義と認められるものについては、委託者と本学が協議のうえ決定するものとする。

(決定の通知)

第8条 学長は、受託研究の受入れを決定したときは、別記第2号様式の受託研究受入通知書により申込者に通知するものとする。

(受託研究契約)

第9条 学長は、受託研究の受入れを決定したときは、受託研究契約を締結するものとする。

(中止または期間の延長)

第10条 研究担当者は、やむを得ない事由により受託研究を中止し、またはその期間を延長する必要があるときは、別記第3号様式の受託研究中止・期間延長承認申請書により学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告により受託研究の遂行上やむを得ないと認めるときはこれを中止し、または期間を延長することを決定し、委託者に対し契約の解除、または変更の手続きを行うものとする。

(研究成果の公表)

第11条 受託研究による研究成果の公表は、委託者と協議のうえ、定めるものとする。

(受託研究の完了報告)

第12条 研究担当者は、受託研究が完了したときは、別記第4号様式の受託研究完了報告書により学長に報告するものとする。

(庶務)

第 13 条 受託研究に関する庶務は、学務グループ地域づくり総合センター担当が行う。

(改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、全学教授会の意見を聴き、学長が行う。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

別記第1号様式（第5条関係）

受託研究申込書

平成 年 月 日

長野大学 学長殿

申込者
住 所
氏名（又は法人名）

長野大学受託研究取扱規程第4条に掲げる条件を遵守の上、下記のとおり受託研究の申込みをします。

記

- 1 研 究 題 目
- 2 研究目的及び内容
- 3 研 究 担 当 者
- 4 研究に要する経費
総 額
（うち直接経費）
（うち間接経費）
- 5 研 究 期 間
- 6 提供物品等の有無及び内容
- 7 その他参考事項

別記第2号様式（第8条関係）

受託研究受入通知書

平成 年 月 日

殿

長野大学学長 印

年 月 日付で申込みのありました受託研究について受入れを決定しましたので、通知します。
ついては、本学学長と別途受託研究契約を締結してください。

受託研究中止・期間延長承認申請書

平成 年 月 日

長野大学 学長殿

研究担当者
職名・氏名 印

中止
下記のとおり受託研究を したいので、申請します。
期間延長

記

- 1 研 究 題 目
- 2 当初の研究機関
年 月 日 ～ 年 月 日
- 3 中止する日又は延長する期間
- 4 中止又は延長を要する事由
- 5 そ の 他

受託研究完了報告書

平成 年 月 日

長野大学 学長殿

研究担当者
職名・氏名 印

下記のとおり完了しましたので、報告します。

記

1 研究題目

2 委託者氏名

3 研究機関
年 月 日 ～ 年 月 日

4 研究に要した費用

円

5 研究成果の概要